

# 2020年度（令和2年度）事業報告

## < 法人全体の活動報告 >

### 1. 理事会、評議員会の開催

- 5月25日 ― 理事会 (議決の省略)
- 6月30日 ― 定時評議員会 於：綿業会館
- 6月30日 ― 理事会 於：綿業会館
- 9月9日 ― 理事会 於：南海福祉看護専門学校 合同講義室
- 12月23日 ― 理事会 於：南海福祉看護専門学校 2号館
- 2月5日 ― 理事会 (議決の省略)
- 3月24日 ― 理事会 於：南海福祉看護専門学校 2号館

### 2. 法人幹部会開催

- ― 議 題：事業部および各施設の前月の月例報告、及び以下に記載の月別の議題、直面する問題及びそれらへの対応策などについて協議を行った。
- 4月度 <会議ではなく、幹部相互の書面での報告による>  
新型コロナウイルス感染防止対策に関連した情報共有及び対策案などの協議、等
- 5月度 <会議ではなく、幹部相互の書面での報告による>  
2019年度事業報告書の作成、コロナ関連の行政当局からの通知、指示、等
- 6月度 2019年度決算の総括、法人主要人事、等
- 7月度 理事会、評議員会報告、第1四半期の業績推移、「同一労働同一賃金制度」への対応、等
- 8月度 新本部長の着任、9月の理事会開催、コロナ時代での新たな運営、流儀、等
- 9月度 事業部主要人事、永年勤続表彰の実施計画、フィオーレ南海中期改修計画の策定、等
- 10月度 上期業績の分析、各事業部の下期対策、第3四半期の主な業務計画の整理・確認、等
- 11月度 新型コロナ感染急拡大への対応、年末・年始の行事禁止、合同研修会の開催是非、等

- 12月度 通期補正予算、新型コロナウイルス感染問題、フィオーレ南海等改修計画の進捗、等
- 1月度 <会議ではなく、幹部相互の書面での報告による>  
理事長年頭所信、法人の「働き方改革」、今期末までの法人の主要業務計画、等
- 2月度 <会議ではなく、幹部相互の書面での報告による>  
2021年度期初予算、事業経営の深化と事業部間連携、等
- 3月度 2021年度事業計画、新年度第1四半期法人業務計画、嘱託職員の処遇、等

### 3. 法人全体の行事、研修などの実施

- 新型コロナウイルス感染が拡大する中、法人として期初に予定していた法人管理職研修、法人合同研修会など大規模な行事や研修などを全て中止した。
- 理事会開催は、5月の定時理事会、及び2月の臨時理事会は、各理事、監事に議案、提案事項の書面を郵送し、同意書を受け取る方法にて決議とさせていただいた。
- 法人幹部会についても、緊急事態宣言発出期間中の開催を見合わせ、5月、6月、1月、2月の4回は各幹部からの書面による報告交換のかたちで行った。
- 各事業部、施設では、行事開催を中止、もしくは規模の縮小、また開催の場合には細心の注意を払って感染予防、かつ参加者が安心できるような環境づくりと運営に心がけた。
- 職員間の忘年会、新年会等、年末、年始の懇親・会食行事を禁止し、通常これらに充てられていた福利厚生費は物品贈呈に替えて支給した。

### 4. 期初の事業計画の実施

- ① 人に関わる事柄を最優先課題として、各事業所での安定した人員体制の確立・維持を目指す。
- ② 各事業の経営効率を改善し、法人全体の財務基盤の再構築を図る。
- ③ 介護と保育の福祉事業、及び福祉と看護の人材養成事業を組み合わせ、地域社会への複合的、総合的な貢献策を検討して、多角的な実現を図る。

## 5. 新たな法令及び制度などへの対策・対応

- 本年4月に施行された「同一労働同一賃金」制度への対応につき、各施設の実情を精査の上、法人本部内で対応策を検討し、また幹部会に諮って法人としての基本的な対応方針を決めた。
- 最低賃金制度の運用は、本年度据え置きとされ、またコロナ禍によって労働環境が変動する中で、法人としても一部の調整事例以外は、据え置きとした。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる、行政当局からの通達、要請、および解説資料などを受け取り、法人全体で情報と認識を共有しながら、各施設の実態に即した対応を実施した。
- その他、各分野、事業に対する以下の新たな法令、制度、通達について、それぞれの事業部において、適切に、前広の対応策を検討し、実施している。
  - <高齢者施設事業部> — 厚生労働省の面会制限の緩和にかかる通達
  - 高齢者等に対するインフルエンザワクチン優先的接種通達
  - 令和3年度介護保険法改正への動き
  - <保育事業部> — 保育士等処遇改善制度の運用改定
  - <教育事業部> — 社会福祉士・介護福祉士養成施設の運営にかかる指針の改定

## 6. 其の他、重要な報告事項など

### < 法人及び各事業部でのコロナ感染症問題への対応について >

- ① 若干名の法人職員、その家族、及び各施設の利用者、園児、学生及びその家族の感染が数多く発生したが、いずれも迅速な連絡及び保健所、市当局などの指示・通知に沿った迅速な措置により、施設内で感染が広がるような事態は回避できた。さらに職員各位の自己管理、及び施設への感染侵入阻止の徹底を図ってゆく。
- ② 各事業部の主要な行事などについて、行政当局の指示及び通達等に沿って、行事の中止、縮小、延期を実施し、また開催にあたっては、参加者数の縮減、時間の短縮、3密回避策等を周到に検討の上実施した。利用者及びそのご家族の皆様のご理解、ご協力を得て、無事に開催できている。
- ③ マスク、消毒剤等の調達に加え、コロナ対策に有効、かつ必要と思われる以下の機器類等を購入し設置した。
  - 手指消毒自動噴霧器、空気清浄機、玩具殺菌乾燥保管庫、食事用パーテーション、非接触式体温計、非接触式顔認証・体温測定器、遠隔授業用のWi-Fi機器 等等これらの購入については、社会福祉施設に対するコロナ対策費補助金給付制度、及び学校看護学科に対する新型コロナウイルス感染症対策看護師等養成所遠隔授業環境整備補助金制度など、行政当局からの支援策を活用して実施した。